



市民館・菅生分館インターネット接続サービス管理運用規約（抜粋）

第7条 市民館LANの利用者は、当該各号に定める者とする。

- (1) 宮前市民館、菅生分館職員
- (2) 所属長が必要と認め、かつ総括管理者の許可を得た川崎市職員
- (3) 宮前市民館、菅生分館の当該施設利用者で、かつ総括責任者の許可を得た者

(利用目的)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる目的のために市民館LANを使用することができる。

- (1) 川崎市の事務事業のため
- (2) 川崎市を構成員とする協議会等の事務事業のため
- (3) 社会教育振興事業のため
- (4) その他総括管理者が必要と認める目的

(利用手続)

第9条 第7条第2号及び第3号に定める利用者は、「宮前市民館・菅生分館市民館LAN利用申請書」（様式1）を総括管理者あて提出し、許可を受けなければならない。

(利用条件)

第10条 市民館LANを利用に関する費用は無料とする。

- 2 利用時間は、利用者が当該施設を使用する時間内とする。
- 3 インターネット接続に用いるスマートフォン等の通信機器、ソフトウェア、電源等は、利用者が準備するものとし、必要な設定は利用者で行うものとする。
- 4 利用者は、自らの判断・責任の下に市民館LANを利用するものとする。
- 5 市民館LANの利用に必要なパスワード等は、原則として使用の当日に伝えるものとする。

(法令の遵守)

第11条 利用者は、次の各号に掲げる法令及び規定等を遵守しなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日号外法律第128号）
- (2) 川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規定（平成19年3月30日訓令第1号）
- (3) 市民館LANに接続する機器に応じて、インターネット接続用タブレット兼用型端末等管理運用要綱（平成29年11月30日付29川総1第463号）
- (4) SNS等の業務利用に関するガイドライン（令和2年3月30日付31川総1第676号）
- (5) web会議を利用する際には、当該web会議サービス等の利用規約

(禁止事項)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令、又は公序良俗に反する行為、又はこれらを掲載するサイトの閲覧
- (2) 誹謗中傷、名誉棄損、侮辱その他者に不快感を与える行為
- (3) ファイル共有ソフトの使用その他大量のデータを送受信する行為
- (4) 法人の利益を目的とした行為、又は営利事業を援助する行為

(利用の中止)

第13条 川崎市は、自らが必要と認める場合は、予告することなく市民館LANの利用の提供を中止し、終了し、又は変更することができる。

2 川崎市は、利用者がこの規約で定める内容に違反した場合は、その利用者に対し市民館LANの利用を予告することなく停止することができる。